



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

詳しくは、日本年金機構（年金事務所）よりご案内します。

◆対象となる方（以下の要件をすべて満たしている方）

老齢基礎年を受給している方

- ・ 65歳以上
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下の方

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・ 前年の所得額が約479万円以下の方
- ※障害年金等の非課税収入は、所得要件には含まれません

◆請求手続

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

対象者には、日本年金機構よりお知らせが送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。

令和8年1月5日までに請求手続きが完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受給することができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて、健康推進課または年金事務所で手続きしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようにご注意ください。



◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115

広告



医療法人 徳新会

ドラゴンクリニック

院長 菊地 次郎



内科 循環器内科 整形外科

各種検査
実施

ドラゴンクリニックまたは
<https://dragon.tokushukai.or.jp/>でご覧ください。

三種町浜田字上浜田1

各種予防接種も実施中ですので
電話 85-4666 までお問い合わせください。

ドラゴンクリニック 通所リハビリテーション

要支援1の方からご利用頂けます。

- 個別・集団リハビリの提供
- 無料体験実施中

特定施設 やまぼうし

現在、入居者募集中。見学も随時受付中。
施設の概要について、ホームページにてご覧ください。



※何なりとお問い合わせください。よろしくお願いします。